

平成29年度

第22回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年2月21日(水)  
開会14時35分 閉会16時10分

場 所 教育委員室

平成29年度  
第22回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

- 第1号議案 平成30年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- 第2号議案 教職員の懲戒処分について
- 第3号議案 教職員の懲戒処分について
- 第4号議案 平成30年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 第5号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報 告

- ①「人権の『授業づくり』のすすめかた」について

(3) 協 議

- ①学校における働き方改革の推進について
- ②大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(4) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	高 橋 幹 雄
	委員	鈴 木 恵

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課課長補佐（総括）	松 本 昌 浩
	義務教育課長	米 持 武 彦
	学校安全・安心支援課参事（総括）	真 砂 昌 史
	高校教育課参事（総括）	下 堀 法 彦
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史	

### 2 傍聴人

6 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

それでは、ただいまから平成29年度 第22回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は16時20分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案から第5号議案及び協議の②は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮り

いたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案から第5号議案及び協議の②は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

## 【議 案】

### 第1号議案 平成30年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成30年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長及び関係課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成30年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見」についてご説明します。3ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から2月27日に開会します平成30年第1回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「平成30年度大分県一般会計予算関係部分」以下3本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただきます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(森崎参事監兼教育財務課長)

「平成30年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、説明いたします。

4ページをお開きください。表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、当初予算額は、右から3列目の「平成30年度当初予算案」の欄にございますとおり、1, 166億9, 815万9千円です。

これを右から2列目の「平成29年度当初予算額」と比較しますと、その右の欄にありますように、25億7,667万円の増、率にしますと、2.3%の増となっています。

内訳はその下にありますとおり、事業費が約28億円の増(+18.8%)となる一方、人件費は約2億2千5百万円の減(△0.2%)となっております。

事業費の増は平成31年4月完成予定の県立スポーツ施設の建設に係る経費が約25億円の増額となることが主な要因です。人件費の減は教職員数の減などに伴うものでございます。

主な事業については、次の5ページの「平成30年度当初予算案の概要」で説明しますので、お開き願います。

まず、1番「教員業務サポートスタッフ活用事業」、3,278万9千円です。

この事業は教員の事務負担を軽減し、子どもと授業に向き合える環境を整えるため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフを小中学校に配置する市町村に対し、助成するものです。30年度は小学校8校、中学校22校の計30校への配置を予定しています。

続いて、2番「教職員の働き方改革推進事業」1,233万円です。

この事業は教員等が健康的に能力を最大限発揮できる職場環境の構築に向け、教育庁及び県立学校の教員にタイムレコーダーを、事務職員に勤務時間を客観的に把握するシステムをそれぞれ導入するものです。

続いて、5番「県立学校施設整備事業」、30億8,229万円です。

この事業は教育環境の改善を図るため、大分工業高校など15校の大規模改造工事等を実施するほか、新たに、第三次特別支援教育推進計画に基づき、高等特別支援学校の新設や聾学校の移設に係る基本設計などを実施するものです。

続いて、8番「いじめ・不登校等解決支援事業」、1億3,551万8千円です。この事業はいじめや不登校など児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラーを小・中・高等学校に配置するものです。国の計画を1年前倒し、30年度でスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置を完了するとともに、新たに学校事故等に対して法的助言を行うスクールロイヤーを配置し、学校における教育相談体制を充実します。

次の6ページをお開きください。12番「小学校英語教育推進事業」、128万1千円です。この事業は学習指導要領の改訂に伴う32年度からの小学校英語の教科化に対応するため、小学校教員の英語指導力向上に向けた研修等を行い、新しい教育課程の円滑な実施を図るものです。

続いて、14番「特別支援学校キャリアステップアップ事業」、1,919万8千円です。この事業は特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、高等部の卒業生を一定期間、最長で3年間、県立学校で雇用す

ることにより、一般就労に必要な労働習慣やキャリアの習得を支援し、企業への就労へとつなげるものです。また、雇用することで得たノウハウを特別支援学校における職業教育や進路指導の充実につなげ、一般就労のさらなる向上を図ります。

次の7ページをお開きください。最後に、22番「部活動地域人材活用事業」、1,684万3千円です。この事業は教員の部活動指導にかかる負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、技術指導や引率を単独で行うことができる部活動指導員を公立中学校に配置する市町村に対し、経費の一部を助成するとともに、県立高校に試行的に部活動指導員を配置するものです。30年度は公立中学校30校と県立高校3校に、それぞれ2名ずつ配置する予定です。以上でございます。

(法華津教育人事課長)

「職員の退職手当に関する条例等の一部改正」についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

今回の改正は、退職給付水準について、国家公務員の水準が民間を上回っていたことを受け、国家公務員の退職手当支給額を引き下げる法案が成立したこと等を考慮して、本県においても国家公務員と同様に退職手当の引き下げを行うものです。

2の(1)「一般職職員の退職手当の引き下げ」についてですが、一般職の職員の退職手当について、官民均衡を図るために条例上設けられている調整率を、87/100から83.7/100に引き下げるものです。なお、経過措置として、平成30年3月31日に定年又は勸奨退職をする職員の調整率は、85.9/100となっています。

(2)の「特別職常勤職員の退職手当の引き下げ」についてですが、特別職の常勤職員の退職手当について、一般職の職員の退職手当の改定状況を考慮し、支給割合を3.37%引き下げるものです。

(3)の「規定の整備」については、地方自治法等の一部を改正する法律により、地方独立行政法人法の一部が改正されることに伴い、職員の退職手当に関する条例における「一般地方独立行政法人」の引用条文を改めるものです。

施行期日は公布の日、規定の整備については平成30年4月1日であります。以上でございます。

(山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

平成30年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合についてご説明します。

9ページをご覧ください。これは県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基

づき、市へ意見を求め、了承する回答をいただいたので、今回第1回定例会に議案として提案するものでございます。以上でございます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

22番の部活動地域人材活用事業について、部活動指導員の方は部活の引率も可能という説明がありましたが、そのためには研修等の人材育成のための費用が必要だと思います。そのような経費はこの事業の中に入っていますか。

(井上体育保健課長)

ご指摘のように子ども達の引率等もでございますので、安全・安心に部活動を指導するため、当然研修を行っていかうと考えております。

(林職務代理者)

よろしくをお願いします。

(高橋委員)

今の質問に関連しますが、外部コーチを採用する時に競技団体の連盟等の推薦等も含めて、対応されるのでしょうか。

(井上体育保健課長)

外部指導者を採用するのは主に市町村教育委員会となりますので、各競技団体と直接やりとりすることは少ないと思いますが、競技団体から外部指導者の情報についてご提供いただきたいと思っております。

(高橋委員)

日本体育協会の資格や各種スポーツ少年団の資格だけではなく、競技団体の主な資格を持っている方を部活動指導員として優先して採用していただきたいと思っております。それは、そのような方は講習会等を受けている頻度が違いますので。

また、二度と体罰を起こしてはいけませんので、その点についても重々気をつけて採用するよう各市町村教育委員会へ促していただきたいと思っております。

(井上体育保健課長)

わかりました。



(松田委員)

いじめ・不登校等解決支援事業について、スクールカウンセラーを増員して全公立小中学校に配置とありますが、大分県が推奨しているスクールカウンセラーとして適格のある臨床心理士は大分市内にはかなりの人数がいるかもしれませんが、県北県南には少ないと思います。全県に配置していくということですが、スクールカウンセラーの中には適任とはいえない方もいます。現在、スクールカウンセラーを担っている方が年に1度、毎年2月頃に集まる会がありますので、スクールカウンセラーの適性等をしっかりと評価をした上で採用していただきたいと思います。

(真砂学校安全・安心支援課参事)

スクールカウンセラーを現在78人配置しています。その中で準ずる人、いわゆる資格を持っていない人は18人います。スクールカウンセラーの中でも経験の差や相談に対応した回数等で差があるので、そういったことも考慮しながら検討していきたいと考えています。

(岩崎委員)

いじめ・不登校等解決支援事業の新規内容としてスクールロイヤーの活用を掲げられています。この取組は国の委託事業に大分県が手を挙げるものだと思いますが、その見通しについて教えてください。また、事業費全体で1億3,551万円となっていますが、国の委託事業を受けた場合に大分県ではどの程度負担する必要があるのでしょうか。

(真砂学校安全・安心支援課参事)

スクールロイヤー活用事業は、国が全額負担する事業ですので、国の予算に基づいて執行することとなります。まだこちらに要項等が届いておりませんが、届き次第応募したいと考えております。

(岩崎委員)

来年度、国から採択されるようになった場合には、県が特別に予算を組む必要はないと考えてよいですか。

(真砂学校安全・安心支援課参事)

はい。

(岩崎委員)

将来的な方針は決まっていますか。

(真砂学校安全・安心支援課参事)

まだ具体的には決まっておりません。

(高橋委員)

子どもわくわく文化体験事業とおおいたの歴史・文化魅力発信事業についてお尋ねします。「黄金の茶室」の特別展示とありますが、これは豊臣秀吉の黄金の茶室のレプリカを作成し、国民文化祭等で展示するということでしょうか。

(佐藤参事監兼文化課長)

委員が言われたように、秀吉の黄金の茶室の複製がありますので、それをお借りして、埋蔵文化財センターで展示し、県民の皆さまに見ていただきたいと考えております。

(高橋委員)

それは大友宗麟が持っていたということですか。それとも秀吉が持っていたものを再現して展示するということですか。

(佐藤参事監兼文化課長)

秀吉の黄金の茶室の複製になります。そして、宗麟が秀吉を訪ねた際にそこでお茶をいただいたということも含めてご覧いただきたいと思えます。

(高橋委員)

わかりました。国民文化祭等に向けて、そのようなところでもおもてなしをしていただきたいと思えます。

(松田委員)

教職員の働き方改革推進事業としてタイムレコーダーの設置とありますが、私の働いている大学では10年前からタイムレコーダーを設置していましたが、入口に設置していたことから、勝手に押して出て行ったり、誰かに押させたりして正確な勤務時間が把握出来なかったことから無くしました。十分注意しないといけないのは、どこに置いて誰が見るのかだと思います。誰も意識しなければタイムレコーダーを置いた意味がなくなりますので、きちんとした活用についても指導していただきたいと思えます。

(工藤教育長)

予算がつけば適正な運用ができるよう指導していきたいと思えます。

(鈴木委員)

全ての外部人材に関わることですが、資格を持っていたり、連盟からの推薦があったり、ある程度名前が通った方でも、外部人材の方が指導している競技だけを推奨して違うスポーツ等を認めないことや振る舞いが芳しくないことがあるということが多々聞きます。実際に子どもが傷ついてその競技を続けなくなってしまったということも聞きますので、子ども達の声等を聞いたり、外部人材やカウンセラー等が実際はどうかということを定期的にチェックする機能が必要ではないでしょうか。

中には子どもが言っていることを信じないでもらいたいというような発言をする指導者もいます。自分の子どもが発している信号を親がきちんと聞く仕組みも必要と思います。外部人材を採用する際の基準やチェック機能を明確にして、透明性のある採用をお願いしたいと思います。

(真砂学校安全・安心支援課参事)

スクールカウンセラー等について、年に数回研修会を実施しております。当然委員がご指摘されたように子どもに接する際の心得や事例研究も含めて十分にやっておりますが、完璧と言いがたい部分もありますので、そのようなところを可能な限り検討して、今後の対応をしていきたいと思っております。

(井上体育保健課長)

部活動関係についてもご指摘いただいた内容について、様々な観点から子ども達を伸ばしていくために、偏らない考えで子ども達に接するよう研修等を通して取り組んでいきます。

(工藤教育長)

他にご意見はございませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

**【報 告】**

## ①「人権の『授業づくり』のすすめかた」について

(工藤教育長)

次に、報告第1号「人権の『授業づくり』のすすめかた」について樋口人権・同和教育課長から報告いたします。

(樋口人権・同和教育課長)

報告第1号「人権の『授業づくり』のすすめかた」について報告いたします。

本パンフレットは、平成28年度に作成・配付した「個人権課題(小一中一高)学習系統表〈同和問題編〉」を実践する上で、具体的な授業づくりのポイントを示したものでございます。人権問題の学習において、「主体的・対話的で深い学び」の授業をめざすための資料として作成しました。

これまでは、平成28年度に学習系統表を作成・配付し、系統的な指導計画の作成と授業実践について指導を進めてきました。平成29年度には「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けて、学習資料「部落差別解消法より学ぶ」を作成・配付し、教職員への周知を図りました。そして、上記学習系統表の教材について、9月から小学校3教材、中学校3教材・高等学校2教材の具体的な教材と指導案を作成し、ホームページに掲載しました。県の研究指定校をはじめ、市町村の指定研究校や各種研修会において活用を進めているところです。今後は、本パンフレットを活用し、人権教育主任研修をはじめとする各種研修会、指定研究校等において説明し、人権学習の授業づくりをさらに進めていきます。

パンフレットの内容について説明致します。本パンフレットでは、2つの取組と4つのポイントとして記載しています。

取組の1つ目として、「育てたい資質・能力を明確にした授業」ということで、ポイント①として「人権感覚」と「知的理解」の2つを基盤として捉えること、ポイント②として発達段階に応じて系統的に取り組むこととしております。

2つ目の取組は「深く人権について考える学習活動」です。ポイント③として「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」を適切に位置づけること、ポイント④として「人権が尊重される授業づくりの3視点」を活用した学習展開を工夫することとしています。

なお、このような視点から人権教育を進めていただきたいということで、本パンフレットは1月末に県内の全教職員に配付しています。説明は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

今までも言われてきたことですが、世界には人種・民族・宗教等の違う人々もいますので、国際理解や多文化共生等の視点についても盛り込んでいただきたいと思います。

(樋口人権・同和教育課長)

県内の学校には外国人児童生徒が在籍しますので、その児童生徒の支援に取り組んでいます。外国人の人権だけでなく、国際理解や多文化共生という観点も含めて人権教育を推進していきます。

(鈴木委員)

P T Aの人権研修や地域で開催される人権研修会等に参加して感じるのですが、大人も子どもに同和問題についてどのように教えたらいいのかかわず、触れない方がよいというような感覚になっているような気がしています。一方でそのような問題に直面している教員もいると思います。どのように取り組まれているのでしょうか。

(樋口人権・同和教育課長)

まずは教職員自身の同和問題等への理解に差があるので、当事者の話を聞いたり、フィールドワーク等の教職員研修を通して同和問題等への学びを進めています。また、県教育委員会や市町村教育委員会の指導主事も同様にフィールドワーク等を通して研修していきます。併せて、県では大分県人権問題講師団を養成していますので、その活用も進めていきます。

(岩崎委員)

大分県人権問題講師団では、どのような方が講師になっているのでしょうか。

(樋口人権・同和教育課長)

市町村の人権教育担当者、退職した教職員や行政職員等、市町村や団体等からの推薦を受け、当課が実施する指導者養成研修を修了した方を講師団として登録しています。

(岩崎委員)

人権問題を専門としている弁護士のグループもありますので、活用していただきたいと思います。

(松田委員)

県内には積極的に活動されていて、高い評価を得ている講師もいますので、そのような状況を把握し、活用していただきたいと思います。

(樋口人権・同和教育課長)

大分県人権問題講師団の活動状況は把握しておりますが、それ以外の講師についても情報を収集し、紹介できるようにしていきたいと思います。

## 【協 議】

### ①学校における働き方改革の推進について

(工藤教育長)

次に、協議の①「学校における働き方改革の推進について」法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

#### 〈説明概要〉

- ・平成30年度取組内容について
  - ①「チーム学校」の実現（専門スタッフ・サポートスタッフの活用）
  - ②部活動の改革（適切な運動部活動の推進）
  - ③ICTの活用による業務改善
  - ④健康支援体制の充実（教職員のセルフケア力向上）
  - ⑤教育環境の改善

(松田委員)

スクールカウンセラーは1週間に1回、4時間しか勤務していませんが、その勤務時間は教員の勤務時間内に設定されています。その勤務時間を放課後等に設定し、教員の代わりに支援を要する子どもの観察や親との対応等をできるようになると、先生方の負担は非常に軽くなるのではないのでしょうか。教員のための働き方を考えるのではなく、学校全体で働き方を変えることが大切だと思いますので、このような取組も推進していただきたいと思います。

(岩崎委員)

学校現場へのタイムレコーダーの導入は画期的なことだと考えます。

教員の長時間勤務の改善のために入れるということですが、タイムレコーダーやパソコンの起動時間により長時間勤務の実態を把握することは、極めて重要で意義のあることだと思います。

しかしながら、タイムレコーダーという客観的なデータを取得して特定の教員が長時間勤務していることが判明したとしても、そのデータを管理職が教員の健康面から問題があるとしてきちんと指導出来ないと、導入したことが活きないと思います。

労働基準法の附則等では、労働者が一定の法定時間外労働時間を超えた場合には、産業医にチェックを受けさせる義務がありますので、そのようなところも考えていただく必要があります。また、この労働時間による健康面の管理に関しては民間では管理職も配慮義務の対象となっていますので、学校現場のミドルリーダーはもちろん管理職が長時間勤務している場合にも同じように、その方々の健康面についてきちんと指導しなければならないと考えます。

(法華津教育人事課長)

1ヶ月100時間以上、2ヶ月ないし6ヶ月の平均が80時間以上の長時間勤務をした職員については、産業医の面談を行うようになっていますが、学校現場では客観的に勤務時間の把握ができていないため、対象者が少なくなっています。今回、このようなシステムを導入することにより、実態を把握できると考えています。今後、この結果を基にご指摘いただいた健康問題も含めて、検討していきたいと考えています。

(林職務代理者)

小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置は、先日出席した全国都道府県教育委員協議会でも話題となっていました。評価している教育委員会が多かったです。今回、市町村教育委員会が独自で導入するという新聞報道もありました。導入することはとても良いことだと思いますが、活用方法は授業で使用するプリント等の印刷や軽微なパソコン入力となっています。それらの作業にそのように多くの時間がかかるのでしょうか。それよりは、もう一歩進んで、タブレットを使い、ペーパーレスにする等、先進的な取組に挑戦する方がよいと思います。子ども達に紙でプリントを配付しないとか、何か根本的な部分を変える取組をどこかの学校で始めてみることは難しいでしょうか。

(森崎参事監兼教育財務課長)

子ども達の情報教育、情報活用能力の向上を図る取組を行っています。まずは、教員が情報活用能力を身につける、次に生徒ということで、教員にタブレット等を配備しています。特にプログラミング教育ではそのような環境が必ず必要になってきますので、高校においては、そのよう

な機器等を整備しながら情報教育を進めてまいります。そして、できるだけ効率的な授業準備を行えるよう進めていきたいと思っております。

(林職務代理者)

プリント等の印刷も先生方のパソコンから直接出力できる状態になっているのですよね。

(法華津教育人事課長)

学校現場では印刷機やプリンターが1台か2台しかなく、時間外に印刷を行う場合でも、順番待ちしないとイケない状況もあります。小中学校における機器等については市町村が整備するものですので、市町村においても検討していただく必要があります。

(林職務代理者)

学校現場におけるスクール・サポート・スタッフの活用方法について常に改善しながら取り組んでいく必要があると思っております。

(工藤教育長)

来年度はまず導入という状況ですので、きっと課題もいろいろ見えてくると思っております。そして、その中でいろいろ知恵を出していくことになると思っております。課題の一つとして、これを県費で全てを負担することになりますが、実際には既に学校の中でこの役目を担っている市町村負担の方もいます。このように課題も見えてくれば、いろいろ整理していく必要があると思っております。

(松田委員)

「こころとからだのセルフケアセミナー」の対象が25歳と35歳となっていますが、その理由を教えてください。

(中村福利課長)

25歳としているのは採用されて数年経った頃に悩みもあるのではないかと設定しています。

また、35歳としているのは10年程働き、いろいろと周りが見えてくる中で、ベテランまではいかない一歩手前くらいの時期に、新たな悩みもあるかもしれないということ設定しています。

20代と30代はまだ健康状態が良いので、ついつい無理をしがちになります。若いうちからしっかりと自分の体に向き合ってもらい、栄養の摂り方や運動の仕方、ストレスとの向き合い方を理解してもらいたいと思っております。



(松田委員)

集団の中でコミュニケーションを取ることが苦手な人もいますし、体は元気でも人間関係について思い悩む時期もあります。また、性格も細かい事まで気にする人や、大らかな人もいます。心の状態を測定することはとても難しいと思いますが、健康について外面や数値だけから把握するのではなく、そのようなことも考慮していただきたいです。

(工藤教育長)

セミナーを開催するのは意識の啓発という面が大きいと思っています。個としていろいろ気がつく面については、管理職等を含めてしっかりカバーしていく必要があると思っています。これで全て上手くやれるというわけではありませんので、まず意識改革というところをこの中でやっていきたいと思っています。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【議 案】

### 第2号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

### 第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

### 第4号議案 平成30年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「平成30年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」提案しますので、米持義務教育課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

#### **第5号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について**

(工藤教育長)

次に、第5号議案「大分県文化財保護審議会委員の委嘱について」提案しますので、佐藤参事監兼文化課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

## 【協 議】

### ②大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(工藤教育長)

次に、協議の②「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」井上体育保健課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にご意見はありますか。

それでは、今回の協議結果を踏まえて、進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成29年度第22回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。